

## 産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第3回）-議事要旨

日時：平成26年6月11日（木曜日）10時00分～11時35分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

### 出席者

#### 委員長

橋川委員長

#### 委員

浅野委員、井伊委員、北嶋委員、越委員、作田委員、佐々木委員、富田委員、堀口委員、松村委員、丸茂委員（榎本代理）、山崎委員  
(※「崎」の、つくり「大」は「立」)、山田委員

#### 事務局

寺澤商務流通保安審議官、村上産業保安担当審議官、吉村保安課長、岡部製品安全課長、川原高圧ガス保安室長、濱田石油流通課企画官、  
大本ガス安全室長 他

### 議題

- ガスシステム改革における保安規制のあり方について
- その他

### 議事概要

事務局より各議題につき、資料に基づき説明。

### 委員からの主な意見

#### 1. 論点1についての主な意見

(簡易ガス事業に関する保安規制を、従来のガス事業法から液化石油ガス法に移行する件についての議論)

- 両者（簡易ガス事業と液化石油ガス販売事業）について違いがあるとするならば、規模の面で若干違う。簡易ガス事業は大規模なところは1,000戸以上、数千戸に及ぶ。平均的な団地の場合は240戸程度。その意味では、50、60戸の供給と、その5、6倍の平均的な団地の場合で何が違うのかというと、おそらくLPガスの貯蔵容量に違いがあるのかもしれない。それによって保安で区別することがあるのかないのかということかと思うが、そこに何もなければ同じでいいはずだと考える。
- 時代の流れの中で、一つにしていこうということについては、やはり一番いい考え方を議論の中で取り入れていただければ最高だと考えるが、まずは保安ありきというなかで、液石法に取り入れていくことで進めていただければと思っている。
- この分野での事故件数と、一般的なLPガスとの事故の間で、何か有意な差があるのかどうか。例えば、簡易ガスは100戸当たりの事故件数が多いとか少ないとか、何か両者の間に特別な差異があるのかどうか。客観的なデータについてお教いいただきたい。
- 今でも同じ道路の中に簡易ガスのパイプと一般ガス事業のパイプが埋まっているという状況があるが、今でもそういう状態があり、また今後もその可能性が増えるとすれば、保安を守るという観点から両業界は同じであり、より連携、協力して、事故を起こさないということをやっていく必要がある。
- いわゆる末端の保安のところ、消費者の使用のところの保安レベルでいえば、本当は統一化したほうがいいのではないか。そのあたりと現場での実際の工事であるだとか、競争が進んでいったときの何か混乱だとか問題が生じないのかといったところと両方合わせて最終的には議論していただければいいのではないか。
- 既存の簡易ガスの導管の修理とか今後出てくると思うが、そのときの公益特権をどうするのか。もし液石法に変わった場合に、修理がしにくくなるとかいうことが起きないのかどうか。
- 論点1については、議論の中で、大きな異論はなかったと思う。

#### 2. 論点2についての主な意見

## (消費段階におけるガス事業法と液化石油ガス法の保安規制のあり方についての議論)

- 3回訪問して不在処理ができるというのは、同じ時間に行って、建前上3回行ったからいいのではなくて、その時間が不在であれば時間をずらして、3回といわずに、会える時間に行かないといけない。
- LPガスはこうだ、こちらのほうはこうだとか、そのような形でやると大変複雑になる。そういう意味では、できる限りあらゆる形において、保安を中心とした整合性を中心にして、あらゆるルールを1つのものにしていくということは大変大事ではないかと思う。ルールを決めて、できるだけ限り整合のあるような形になればと考える。
- 不在処理の問題について、規制をある程度緩和していく方向からすれば、確かに3回以上訪問したら不在処理が可能といった規定が合理的ではないという見方も多分あるが、一方で、規定が全くないというのもどうかと思う。3回かどうかは別として、何らか規定があったほうがいいのではないか。
- ガス事業法における保安の考え方としては、国の関与をできるだけ最小限にしながら、自主的な取り組みを含めて結果としての保安レベルを向上していくという基本的な考え方。液石法も同じ考え方方に立っていると思うが、今回この整合性を考える際にも、その方向のことをベースに置きながら御検討いただければと思う。
- ガス事業法と液化石油ガス法は、どちらかが緩やかで、どちらかがきついという形ではなくて、それぞれ作られた時点の中で、それぞれがこうあるべきだということでつくられている。一つ一つをみて数字が違うのは当然のこと。片方をとると緩やかだから危険になってしまうのではないかということではなくて、それがそれぞれの感じででき上がったものであるので、これらは何も間違った形でつくられたわけでもなく、これらを整合するものを御提案いただいて、どうだろうかと決めていただければと思う。

## その他

- 事務局より、次回の小委員会は、ガスシステム改革に係る検討状況等を踏まえ、6月26日に開催予定である旨説明。

以上

## お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室

電話 : 03-3501-1672

FAX : 03-3501-6544

## 関連リンク

[産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会の開催状況](#)

---

最終更新日 : 2014年8月5日